

令和2年11月定例教育委員会会議

1. 日時

令和2年11月20日（金）午前10時00分～午前12時00分

2. 場所

河内長野市役所7階 行政委員会室

3. 出席委員

松本教育長、澤田教育長職務代理者、嘉名委員、藤本委員、尾上委員

4. 会議録署名委員

松本教育長、澤田教育長職務代理者、嘉名委員

5. 事務局出席者

宮阪教育推進部長、小川生涯学習部長、中田教育推進部理事、安田教育推進部理事、山崎教育総務課長、生田教育指導課長、大谷教育指導課参事、篠崎教育指導課参事、二井文化・スポーツ振興課長、伊藤文化財保護課長、森地域教育推進課長、有村図書館長、武本教育総務課長補佐、帯屋教育総務課庶務係長

6. 会議要録

開会

松本教育長

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和2年11月定例教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の承認

松本教育長

10月の会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。

特にご異議等がありませんでしたので、10月の会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

松本教育長

11月の会議の会議録の署名は、私のほかに澤田教育長職務代理者と嘉名委員にお願いします。

澤田教育長職務代理者、嘉名委員

了解しました。

(3) 教育長報告

松本教育長

次に教育長報告にうつります。

10月30日から11月19日までの間の活動、主なものを申し上げます。

まず11月1日日曜日は、英語村構想事業の一環として「Waku Waku Village 英語でGo！」がくろまろの郷でありましたので視察に行きました。

2日月曜日は、金剛寺、延命寺の国宝等特別公開の視察を行いました。

3日火曜日は、河内長野市市民表彰式に出席しました。

4日水曜日は、庁議に出席しました。

5日木曜日は、市校長会に出席しました。また、株式会社コノミヤ代表取締役社長の応接をいたしました。

9日月曜日は、大阪大谷大学の教職教育センター長の応接をいたしました。

10日火曜日は、市学校保健会に出席しました。

11日水曜日は、市部長会及びコンプライアンス推進本部会議に出席しました。

12日木曜日は、市教頭会に出席しました。また、株式会社ヤナセメディカル様

から市立小中学校に消毒用アルコール200リットルを寄贈いただきましたので、寄贈式を執り行いました。

13日金曜日は、ラブリーホールで「大槌町を支援する河内長野市民の会」のパネル展示を見学しました。また、新型コロナウイルス対策本部会議と、保幼小連絡会に出席しました。

14日土曜日は、ラブリーホールで高野山大学の教育シンポジウムに出席しました。

16日月曜日は、大阪南医療センターの副院長の応接をいたしました。

17日火曜日は、福祉教育常任委員協議会に出席しました。

19日木曜日は、総合教育会議に出席しました。

以上、教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

ではつづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

藤本委員

私も、11月1日の「Waku Waku Village 英語で Go！」に視察に行っていました。

普段は教室の中で実施することが多いと思いますが、あのように外で、しかも遊び道具を使ったり、体験があったりで、子ども達もすごく興味をもって来ていました。これは非常に良い取り組みだったと思っています。以上です。

松本教育長

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

それでは教育委員報告を終わります。

(4) 議事 (要旨)

松本教育長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第40号「河内長野市立図書館条例施行規則の一部改正について」の説明をお願いします。

有村図書館長

議案第40号「河内長野市立図書館条例施行規則の一部改正について」ご説明いたします。

本件につきましては、図書館の持続可能で安定的な運営のため、効率化の方策としまして、開館時間を変更するものでございます。また読書バリアフリー法への対応や、非来館型サービスの充実を目的として開始した、電子書籍の提供について、その利用条件を定めるものであります。また、障がいのある方を対象として実施している郵送貸出サービスについて、対象範囲を広げまして、障がいの有無にかかわらず実施するにあたり、利用条件等に関する記載を追加するものです。加えて、対面の音読サービスについても、対象者等を明記するものです。あわせて郷土資料とその他資料の寄贈及び寄託の申し込み様式を統一し、受付時の事務について整理するものです。

改正の主な概要としましては、開館時間につきましては、火曜日から金曜日までは午前10時から午後7時まで、土曜日および日曜日は午前10時から午後5時までとするものです。そして市内在住、在勤、在学の利用者に対して、一人3冊まで電子書籍の貸し出しを行います。また、郵送貸し出しサービスについて、貸し出し資料数を10点から30点に拡大するなど、提供時の条件や着払いを含めた利用負担等を明記いたします。また、団体利用者登録申込書の代表者の押印を廃止いたします。そして視聴覚資料の電話やインターネットにより、1回限り15日間延長できるものとし、利便性を高めてまいります。施行予定日は令和3年1月5日でございます。

つづきまして、別冊1を説明いたします。こちらは図書館条例施行規則の一部改正に至る、これまでの図書館の取り組み、これからの取り組みという資料でございます。

これまでの取り組みということで、図書館では生涯学ぶことのできる環境を整えるため、図書館システム各種サービスの充実、自動車文庫の巡回23ヶ所や、地区公民館図書室の資料を整備するなど、地域全体の読書環境の整備に努めてきました。平成14年7月に、現図書館を開館してからも、次のとおり図書館サービスを充実し、利用状況に応じて運営をしてまいりました。

ひとつ目として、開館日、開館時間でございますが、最大時休館日を月 2 日とし、1 月 2 日から開館。年間最大 3 3 2 日開館していた時もありまして、現在規則上開館時間は午前 9 時半から午後 8 時となっております。

ふたつ目として、図書館サービスの充実ですけれども、公民館図書室とのネットワークの強化。オンライン化や配本車の巡回は、新館オープン当初の平成 1 4 年 7 月から行っております。インターネットによる予約、図書予約の電子普及。また図書返却ポストを市内 7 カ所に増設。貸出冊数を 30 冊まで拡大。また蔵書冊数を約 50 万冊まで拡大をしてきております。結果として、貸し出し冊数は年間 1 0 0 万冊前後を維持してありまして、市民一人当たりの貸し出し冊数も 1 0 冊前後を維持ということで、こちらは全国平均 5 . 2 3 冊の約 2 倍となっております。

次に新型コロナウイルス感染拡大防止対策の取り組みですが、現在図書館に関する感染予防のガイドラインに基づき対応をしてありまして、施設の消毒や換気、閲覧座席数や滞在時間の制限などの対策を行っております。閲覧座席数につきましては、2 9 7 席のうち 1 2 0 席ということで、約 4 割となっておりますけれども、大人用の席に限って言いますと半数まで制限しております。滞在時間につきましては、1 時間程度ということでお願いをしております。開館時間についての臨時措置ですけれども、臨時に 3 月 2 日から 5 月 1 8 日まで臨時休館いたしまして、その後 5 月 1 9 日から 6 月末までの開館時間は、火曜日から日曜日午前 9 時半から午後 5 時としまして、その後 7 月 1 日以降は火曜日から金曜日午前 9 時半から午後 6 時半、土日祝日を午前 9 時半から午後 5 時としております。この間の非来館型サービスの拡充でございますが、レターパックによる無料郵送貸し出しということで、この記載の期間のみ行いまして、3 4 4 人 6 2 0 冊のご利用がございました。またゆうパック着払いによる有償貸し出しも行っておりまして、1 3 人 7 6 冊のご利用があり、これについては規則改正により制度化をしております。また電子書籍につきましては 9 月から導入済みでございます。

参考ということで A 3 の資料の方をご覧ください。こちらは図書館サービスの拡大、充実ならびに開館利用状況としてありまして、左の方から平成 1 4 年 7 月の開催年度から令和 2 年度までの、新たに開始した主なサービスの内容など記載しております。蔵書冊数としましては 2 8 万冊から、現在 5 1 万冊でございます。開館状況ですけ

れども、平成 30 年度から毎週月曜日を休館としております。開館時間は、現在令和 2 年度の一番下の記載のとおりでございます。現在貸し出し冊数につきましては、30 冊に加えて電子書籍 3 冊も拡充しております。開館日数は、最大平成 27 年、28 年あたりは 332 日開館しておりましたが、令和 2 年度は臨時休館で 260 日であり、通常でしたら 302 日開館予定となっております。そして入館者数の推移ですが、最も多かったのはオープン当初の平成 15 年の 66 万人で、その次のピークが平成 22 年の 60 万 8000 人となっております。令和元年度では 37 万 4000 人と減少傾向でございます。減少につきましては少子高齢化、人口減少が理由となっております。あとは団塊の世代の方々が平成 22 年度ピークの頃は 60 代前半で、活発にご来館いただいておりますけれども、昨今、70 代をむかえられて、外出しづらい状況になっているのではないかと考えます。しかしながら、図書館でも非来館型サービスを実施しており、図書館に来なくてもインターネットから本の予約ができたり、図書館に来なくても図書返却ポストで返却することができたり、1 度に 30 冊借りることができたり、このようなサービスの拡充もしております。平成 30 年度は、この年に毎週月曜日を休館とし、また LED 工事の期間もありまして、前年に比べて 34 日の開館日数の減少があり、このため入館者数は減っておりますが、一人あたり貸し出し冊数については 10 冊程度で変化はなく、休館日の増加による影響は少なく、図書館の開館日に合わせてご利用いただいているという状況だと考えます。

今後の図書館の運営についてですが、超高齢社会の到来や読書バリアフリー法、新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式に対応しつつ、厳しい財政状況においても蔵書数の維持、充実をはじめとした読書環境の整備を図るため、今後の効率的効果的な図書館運営について、下記のとおり取り組みます。ひとつは身近なサービスポイントの維持ということで、自動車文庫や公民館図書室ネットワークの維持を考えております。ふたつ目は新たな取り組みとしまして、電子書籍などの充実、図書消毒機 2 台の導入、また視聴覚資料の延長、郵送貸し出しサービスの向上、そして開館時間の見直しを検討しまして、現行規則午前 9 時半から午後 8 時までのところ、今回の改正案で祝日を含めて火曜日から金曜日午前 10 時から午後 7 時まで、土日は午前 10 時から午後 5 時までとするものでございます。検討

の経過としましては、2回の利用者アンケートにおいて、蔵書の維持充実のための、開館時間の短縮はやむを得ないというご意見が多数でございました。また、近年の利用状況をみますと、令和元年度までの午前9時半から午前10時までの貸し出し人数については、午前10時台の半分にも満たず、午後5時以降、特に午後7時台の貸し出し人数は減少傾向が顕著となっております。また、午後7時以降については利用者が少なく、職員の手薄な時間帯を狙っての犯罪も起こっており、セキュリティ面からも課題となっており、現在は防犯カメラの拡充や警察との連携により対応をしております。上記の見直しによりまして、記載のように、運営経費の節減も見込まれ、蔵書の維持充実を図ることが可能と考えております。

つづきまして令和2年度に行いましたアンケート結果の抜粋でございます。詳細につきましては、配布1922枚、回収数が630枚、回収率が32.8%でございました。調査の結果としまして、図書館にとって重要だと思われるものは何かおたずねしましたところ、図書資料の充実が重要だとする方が90.6%と最も高い回答でありました。この傾向は毎年アンケートをとっておりますが、毎年この項目がトップでございます。つづきまして開館時間の見直しについては、一定の図書購入費確保のため、利用状況に基づき、開館時間変更するならばどの項目が妥当かおたずねしております。1案は、火曜日から金曜日は9時半から6時半、土日祝日は9時半から5時とし、7月以降の開館時間を今後も継続するというものでございます。2案は9時半から5時としまして、6月の開館時間とするものでございます。結果としまして、1もしくは2が妥当であるという回答が全体の81.7%になっております。また年代別集計でも各年代とも同様の傾向です。お勤めの方だけの回答を見ておりますが、これも1もしくは2が妥当であるという方が79%にのぼっております。つづきまして7月以降の開館時間、日数についての満足度をおたずねしてございまして、満足とやや満足をあわせまして61.7%の方が満足と回答しておられます。つづきまして平成29年度のアンケート結果の抜粋でございますが、この時は1998枚配布しまして、809人からの回答があり、回収率が40.49%となっております。調査の結果ですけれども、一定の図書購入費を確保するため、休館日や開館時間の見直し方法をおたずねしてございます。回答結果ですけれども、①休館日を増やす、②開館時間を減らす、③休館日を増やし開館日も開館時間も減らす、という問いにお答え

いただいた方が合計で89.2%ということで、令和2年度の回答と同様の傾向となっております。一定の図書購入費の確保を前提に開館時間を減らすことについてもご理解をいただいている状況だと考えます。

つづきまして、近年の時間帯の平均貸出人数でございます。平日火曜日から金曜日ですけれども、9時台の30分は少なく、また17時以降も少なく、特に19時台が少ないという状況です。土日祝日も平日と同様の傾向となっております。

以上のことから、開館時間の見直しにつきましては、2回のアンケートと近年の利用状況を勘案しまして、そしてまたサービスが低下しないように、電子書籍など、非来館型サービスの拡充を努めておりますことから、火曜日から金曜日は午前10時から午後7時、土日を午前10時から午後5時とするものとしております。併せて、公民館図書室も連携して進めておりますので、現在午前9時半のところ午前10時にくり下げまして、火曜から日曜日午前10時から午後5時までとする予定でございます。

スケジュールにつきましては、12月に市民への周知につとめ、1月から施行したいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

藤本委員

少しお聞きしたいのですが、身近なサービスポイントの維持という説明があって、それは自動車文庫の運行の維持となっております。その自動車文庫は減少数が他に比べて少ないと書かれていますが、実際、利用者はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

公民館図書室ネットワークや郵送貸出サービスがあるけれども、まだ自動車文庫を利用されているのかと思ひまして。

有村図書館長

自動車文庫での貸し出し冊数は、1万6396冊程度で、多いとはいえませんが、高齢で図書館に行くのが難しい方や、公民館、図書館も遠いという方や、赤ちゃん連れで出かけるににくい方などに定着しておりまして、ご利用いただいている状況です。

嘉名委員

この議案について意義はありません。

ところで、たまたま先週八戸市に行ってきたのでその情報提供ですが、八戸市では市長の公約で「ブックセンター」という、小規模の公立の図書館を町の中に置いているところとして、八戸市民が優れた本に出逢う機会が少ないので、ブックセンターという方式で運営しておられるようです。

そこで力を入れている施策で面白いものが、子どもが生まれた時に絵本をプレゼントする事業や、小学生に本を買うための2000円のマイブッククーポンをプレゼントする事業、学校の図書委員の人に研修会をする事業など、要するに本を読む人が減っているので、本を読む機会を増やすといいますか、本との出逢いをどうやって作るかという環境づくりを一生懸命されてらっしゃるのがかなり印象的で、図書館ももちろんそういう事業をしているのは認識していますが、おそらく今後は、本を読まない人にどう届けるかみたいなことが重要になってくるのではないかと改めて思った次第です。以上です。

有村図書館長

少し補足ですが、電子書籍であれば便利であるので、これならば読むといった感想もいただいております、本を読む新たな機会となっている状況であります。

澤田教育長職務代理者

この案に異議等はありません。

本市の財政状況が厳しくなっている状況で、持続可能な安定的な運営をやっていくためにはどうしたらいいのかという部分について先頭を切って取り組んでもらって、アンケートをとって利用者の意見を聞きつつ、知恵を絞っていただいたと思います。

ところで、この考えの中に働き方改革というような視点はあったのですか。

有村図書館長

シフト制のため、直接的には職員の負担が減るわけではありませんが、土日の夜 8 時までや正月三が日に勤務できる人材を探すことが大変なことではあったので、そういう視点では働き方改革といってもよいかと思います。

小川生涯学習部長

現体制の中で、開館日数を増やしたり、開館時間を伸ばしたりするのが一時の流れでありましたので、それで非常に苦勞していたのは事実です。今回も例えば 9 時半で開館するとなると、週休み明けなどは大量の返却の処理等があり、開館時間が 30 分遅くなるだけでも処理に余裕ができるのではないかと期待しています。今回は直接的には働き方改革にはなっておりませんが、間接的に改革につながっていくものではないかと考えます。

松本教育長

それでは他にご異議等がないようですので、議案第 4 0 号「河内長野市立図書館条例施行規則の一部改正について」を承認いたします。

引き続き、議案第 4 1 号「令和 2 年度河内長野市一般会計補正予算(案)について」の説明をお願いします。

山崎教育総務課長

議案第 4 1 号「令和 2 年度河内長野市一般会計補正予算(案)について」ご説明いたします。

本件につきましては、令和 2 年 1 2 月市議会に提案予定の、令和 2 年度河内長野市一般会計補正予算案のうち、教育事務に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条に基づき、市長より意見を求められたものです。今回ご説明いたします補正予算の関係課といたしましては、教育総務課、教育指導課、文化・スポーツ振興課になります。補正予算の詳細につきましては、

各課から順次ご説明申し上げます。

まず教育総務課でございます。学校運営事業と教育情報化推進事業の二つの事業を補正するわけでございますが、こちらにつきましてはいずれも、国の学校保健特別対策事業費補助金というものを活用しております。これは先に、7月の臨時市議会で承認いただいた補助金事業と同じであり、前回はスポットクーラーや学校の保健室の備品など新型コロナウイルス対策として、購入を進めているところです。この補助金につきましては、学校の規模に応じて、各自治体に配分額が与えられるような形となっておりますので、その7月の臨時市議会のときに一定金額を使用していることから、今回につきましては、各学校に必要な物品を確認いたしまして、その上で、残りの利用可能な補助金を活用して、購入を進めるものでございます。いずれも新型コロナウイルスの感染拡大のリスクを最小限にするためのものでございます。

小学校では消耗品と備品を、また中学校でも消耗品と備品の購入を考えております。小学校は消耗品と備品を合わせて概ね600万円。中学校では概ね380万円であり、合計で987万6000円を補正する予定としております。財源につきましては、半分が国庫補助金で、半分が一般財源となります。

購入の予定物品といたしましては、消耗品では、アルコールディスペンサーやアルコールの原液、また掃除用のキッチンペーパーなどでございます。備品に関しましては、サーキュレーターや、液晶モニター、掃除機、洗濯機、理科備品など予定しているものでございます。

次に、教育情報化推進事業でございますが、こちらにつきましては、購入物品といたしまして、教員が使用するクロームブックを200台購入する予定でございます。歳出につきましては小学校費で760万円、中学校費で240万円、合計で1000万円の補正を予定しております。こちらも2分の1の補助事業を活用し、購入を進める予定でございます。

次に、学校施設整備事業でございますが、こちらは学校のトイレの乾式化・洋式化を進める事業でございます。小学校費の歳出といたしましては、8956万7000円、委託料、工事、合わせてございます。中学校では、4632万5000円、合計しますと、1億3589万2000円となります。こちらも、補助率3分の1の学校施設の環境改善交付金を活用して、残りの部分については、地方債を

運用していくというものでございます。こちらの事業につきましては、この学校施設の環境改善交付金の交付決定の内示がきたため、今回補正をすすめて、その上で今年度設計の上繰り越しをして、来年度の夏休みに工事を進めるものでございます。

対象の学校といたしましては、加賀田小学校、石仏小学校、西中学校でございます。教育総務課については以上でございます。

大谷教育指導課参事

それでは、教育指導課からご説明いたします。

教育指導課では債務負担行為補正ということで、学校給食のあり方検討委員会運営支援等業務委託料となっております。期間につきましては、令和2年度から令和3年度、限度額につきましては880万円ということでございまして、詳細につきましては、学校給食のあり方検討委員会におきまして、令和2年度から令和3年度にかけて、学校給食のあり方を検討する、あるいは審議することになります。その運営を支援するにあたりまして、令和3年2月に第1回目の検討委員会の開催を予定しておりますのでございまして、その業務を本年度中、令和2年度中に委託をする必要があるため、今回、債務負担行為の補正を行うものでございます。教育指導課からの説明は以上でございます。

二井文化・スポーツ振興課長

では続きまして、文化・スポーツ振興課からご説明いたします。

文化・スポーツ振興課も同じく債務負担行為の補正におきまして、市民交流センター管理運営業務委託料と、文化会館管理運営業務委託料でございます。先般、現在の指定管理の期間を延長して、1年間の指定ができるように、施設設置条例の改正や、指定管理の指定のご承認をいただいたところでございます。令和3年4月から指定管理者制度による施設の管理運営を行うにあたって、本年度中に基本協定を締結する必要があるため、債務負担行為の補正を行うものでございます。限度額については、市民交流センターが、8381万8000円、文化会館が、2億269万9000円となっております。

説明は以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

それではご異議等がないようですので、議案第41号「令和2年度河内長野市一般会計補正予算(案)について」を承認といたします。

次にその他報告に移ります。

(5) その他報告（要旨）

山崎教育総務課長

河内長野市学校長寿命化計画（素案）について
（別添資料により説明）

二井文化・スポーツ振興課長

河内長野市スポーツ施設個別施設計画（素案）について
（別添資料により説明）

有村図書館長

古文書講座 入門編
図書館資料展示

閉 会

松本教育長

以上で11月定例教育委員会を閉会します。

令和2年12月定例教育委員会開催日程

1. 日 時

令和2年12月22日（火） 午後2時30分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

2. 場 所

河内長野市役所7階 行政委員会室

教育長報告（令和2年10月30日～令和2年11月19日） 別紙

- 11月1日（日） WakuWakuVillage 英語でGo!（くろまろの郷）の視察
- 11月2日（月） 金剛寺、延命寺国宝等特別公開視察
- 11月3日（火） 河内長野市市民表彰式（キックス）
- 11月4日（水） 庁議
- 11月5日（木） 市校長会
株式会社コノミヤ代表取締役社長応接
- 11月9日（月） 大阪大谷大学教職教育センター長応接
- 11月10日（火） 市学校保健会
- 11月11日（水） 市部長会
コンプライアンス推進会議
- 11月12日（木） 市教頭会
株式会社ヤナセメディカル（ヤナセ薬局） アルコールジェル寄贈式
- 11月13日（金） 大槌町パネル展（ラブリホール）の視察
新型コロナウイルス対策本部会議
保幼小連絡会
- 11月14日（土） 高野山大学教育シンポジウム（ラブリホール）出席
- 11月16日（月） 大阪南医療センター副院長応接
- 11月17日（火） 福祉教育常任委員協議会
- 11月19日（木） 総合教育会議

令和2年11月定例教育委員会会議

議 案 書

令和2年11月定例教育委員会会議提出議案目次

(議決案件)

議案第40号 河内長野市立図書館条例施行規則の一部改正について

(説明担当 図書館・・・p. 1)

議案第41号 令和2年度河内長野市一般会計補正予算(案)について

(説明担当 教育総務課・教育指導課・文化・スポーツ振興課・・・

p. 10)

議案第40号

河内長野市立図書館条例施行規則の一部改正について

河内長野市立図書館条例施行規則の一部改正については、次のとおりです。

令和2年11月20日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河内長野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

河内長野市教育長

河内長野市教育委員会規則第16号

河内長野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

河内長野市立図書館条例施行規則（平成14年河内長野市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「図書館資料（」の次に「図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号の図書館資料をいう。」を加える。

第3条第1項中「午前9時30分から午後8時」を「午前10時から午後7時」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、日曜日及び土曜日については、午前10時から午後5時までとする。

第6条の次に次の1条を加える。

（電子書籍）

第6条の2 図書館は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）によって作成された資料のうち、インターネットにより利用が可能なもの（以下「電子書籍」という。）の提供を行う。

2 図書館は、第8条第1項第1号又は第2号に規定する者のうち、利用者カードの交付を受けたものに対して、電子書籍の貸出しを行うことが

できる。

- 3 電子書籍の貸出しを受けようとする者は、インターネットにより申し込まなければならない。
- 4 電子書籍の貸出し資料数は3点以内、貸出し期間は貸出し日から起算して15日以内とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、館長は、第3項の規定により電子書籍の貸出しを申し込んだ者からインターネットにより当該貸出し期間内に貸出し期間の延長の申出があったときは、他の利用者の貸出し等の利用を妨げない場合に限り、当該申出のあった日から起算して15日までを限度として当該貸出し期間の延長を認めることができる。この場合において、貸出し期間の延長の申出は、1回のみ有効とする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めたときは、貸出しを停止し、又は貸出し資料数及び貸出し期間を変更することができる。
- 7 第2項に規定する者は、インターネットにより電子書籍の予約をすることができる。
- 8 電子書籍の予約資料数は、3点以内とする。
- 9 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めたときは、予約を停止し、又は予約資料数を変更することができる。

第7条の見出しを「(閲覧及び貸出しの制限)」に改め、同条中「貴重図書等の館外貸出し禁止資料を指定」を「人権侵害の内容を含む資料等の閲覧を制限」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 館長は、資料のうち貴重資料等の館外貸出しを制限することができる。

第8条第1項各号列記以外の部分中「もの」を「者」に改め、第3項

を削る。

第9条第1項中「又は同条第3項各号に規定する郵送貸出しの対象者（以下「郵送貸出しの対象者」という。）」を削り、同条第2項ただし書中「この限りでない」を「館長が別に定める」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「ときは」の次に「、団体規約又は団体の活動状況が分かる書類を提出し」を加え、同項を同条第3項とする。

第12条第2項及び第3項を削る。

第13条第1項中「が、図書館において求める図書がない場合は、当該図書」を「は、資料」に改め、「又はリクエスト」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、館長が指定する資料を除く。

第13条第2項中「視聴覚資料の予約」を「図書館で所蔵していない図書のリクエスト」に改め、同条第5項中「リクエスト資料数」の次に「（電子書籍を除く。）」を加え、同条第6項中「次条第6項又は第7項」を「次条第5項又は第6項」に改める。

第14条第1項中「貸出し資料数」の次に「（電子書籍を除く。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第19条に規定する郵送貸出しの貸出し期間は、貸出し日から起算して30日以内とする。

第14条第3項を削り、同条第4項中「の図書」を「の資料」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「並びに、」を「又は」に改め、同項を同条第6項とする。

第15条中「又は郵送貸出しの対象者」を削る。

第17条中「様式第6号」を「様式第4号」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条ただし書及び各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 館長は、当該申込内容を審査し、適当と認めたものは、複写を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する資料は、複写を制限する。

- (1) 寄託資料で、その条件として複写を禁止しているもの
- (2) 電磁的記録で、契約等により複写を禁止しているもの
- (3) 第7条の規定により閲覧が制限されている資料
- (4) 貴重資料で、汚損した場合に代替物がないもの
- (5) 前各号に掲げる資料のほか、館長が指定するもの

第21条を削る。

第20条の見出し中「予約」の次に「及び実施場所」を加え、同条中「対象者は」の次に「、利用者番号を明らかにして」を加え、同条に次の3項を加える。

2 対面朗読の実施場所は、図書館とする。

3 対面朗読の実施時間は、開館日の午前10時から午後5時までとする。

4 対面朗読は、1人1日につき2時間以内とする。ただし、館長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第20条を第21条とする。

第19条の見出し中「の対象者」を削り、同条中「対面朗読の対象者は、市内に在住し、通勤し、又は通学し」を「図書館は、第8条第1項第1号

又は第2号に規定する者のうち、利用者カードの交付を受け」に、「ものとする」を「ものが、著作権法第37条第3項に規定する視覚著作物等を視覚及び他の知覚によりその表現が認識される方式で利用することが困難であると申し出たときは、当該視覚著作物等の朗読（以下「対面朗読」という。）を行うことができる」に改め、同条第1号中「視覚障害者」を「者」に改め、同条第2号中「前号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第1号の次に次の3号を加える。

(2) 大阪府療育手帳に関する規則第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 介護保険法に基づく要支援認定又は要介護認定を受けた者
第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(郵送貸出し)

第19条 図書館は、第8条第1項第1号に規定する者のうち、利用者カードの交付を受けたものに対して、郵送貸出しを行うことができる。

2 郵送貸出しの申込みをしようとする者は、貸出しを受けようとする資料及び利用者カードに記載の番号（以下「利用者番号」という。）を明らかにして申し込まなければならない。

3 前項の規定により郵送貸出しの申込みをした者は、その費用を負担しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、図書館へ資料を返送する費用のみを負担するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の

規定により身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その等級が1級若しくは2級の者又は等級が3級で障害が重複している者

(2) 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受け、かつ、その程度がAに該当する者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、その障害の程度が1級又は2級に該当する者

(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定において、要介護3以上の認定を受けた者

(5) 前各号に掲げる者のほか、館長が適当と認める者

4 前項ただし書の規定により図書館へ資料を返送する費用のみを負担して郵送貸出しの申込みをするときは、あらかじめ身体障害者手帳その他館長が求める書類を提示し、認定を受けなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、次に掲げる資料については郵送貸出しの対象外とする。

(1) 大型本

(2) 紙芝居

(3) 前2号に掲げる資料のほか、館長が指定する資料

第22条の見出し中「利用時間」を「利用」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、午後5時から閉館時刻までの間にグループ室を利用しようとする者（第8条第1項各号に規定する者のうち、利

用者カードの交付を受けたものに限る。)は、あらかじめ館長に申し込まなければならない。この場合において、利用人数は、当該申込者を含めて2人以上とする。

第23条の見出し及び同条第1項中「他の図書館」の次に「等」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる資料を除くものとする。

(1) 視聴覚資料

(2) 前号に掲げる資料のほか、館長が指定する資料

第23条第3項中「他の図書館」の次に「等」を加える。

第25条の見出し中「郷土資料等」を「資料」に改め、同条第1項中「郷土史資料、郷土誌資料及び地域資料（以下「郷土資料等」という。）」を「資料」に改め、同条中第10項を第11項とし、同条第9項中「別段の契約」を「特別の定め」に改め、同項を同条第10項とし、第8項を削り、同条第7項中「様式第11号」を「様式第8号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「（様式第10号）に第3項の規定により交付された河内長野市立図書館寄託資料受託書」を「（様式第7号）に必要な書類」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中「、寄贈を受けることが適当であると認めるときは河内長野市立図書館郷土資料等寄贈受領書（様式第8号）を」を削り、「様式第9号」を「様式第6号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「郷土資料等を寄贈又は」を「資料を」に、「河内長野市立図書館郷土資料等（寄贈・寄託）申込書（様式第7号）」を「河内長野市立図書館資料寄託申込書（様式第5号）」に改め、同項ただ

し書を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 図書館に資料を寄贈しようとするものは、館長が別に定める様式により教育委員会に申し込むものとする。ただし、郵送等により送付される資料で寄贈の意図を明らかにしている場合は、この限りでない。

3 寄贈者は、寄贈する資料の取扱いを教育委員会に一任するものとする。

第26条を削り、第27条を第26条とする。

様式第2号中「印」を削る。

様式第4号および様式第5号を削り、様式第6号を様式第4号とし、様式第7号中「河内長野市立図書館郷土資料等（寄贈・寄託）申込書」を「河内長野市立図書館資料寄託申込書」に、「（寄贈・寄託）したい」を「寄託したい」に改め、「寄託の場合はその」を削り、同様式を様式第5号とし、様式第8号を削り、様式第9号を様式第6号とし、様式第10号中「河内長野市立図書館資料受託書」を「河内長野市立図書館寄託資料受託書」に改め、同様式を様式第7号とし、様式第11号を様式第8号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年1月5日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の河内長野市立図書館条例施行規則で定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後の河内長野市立図書館条例施行規則で定める様式により作成した用紙として使用することができる。

議案第41号

令和2年度河内長野市一般会計補正予算（案）について

令和2年度河内長野市一般会計補正予算（案）について、別冊2のとおり承認する。

令和2年11月20日

河内長野市教育長 松本 芳孝

別冊 2

議案第 4 1 号関係

令和 2 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について

【教育委員会関係抜粋】

河内長野市教育委員会事務局

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		6,146,770	43,485	6,190,255
	1 地方交付税	6,146,770	43,485	6,190,255
13 分担金及び負担金		230,145	3,150	233,295
	1 負担金	230,145	3,150	233,295
15 国庫支出金		18,968,870	180,839	19,149,709
	1 国庫負担金	5,694,120	138,000	5,832,120
	2 国庫補助金	13,248,380	42,839	13,291,219
16 府支出金		3,113,324	2,750	3,116,074
	2 府補助金	679,730	2,750	682,480
22 市債		2,394,400	125,400	2,519,800
	1 市債	2,394,400	125,400	2,519,800
歳入合計		48,685,959	355,624	49,041,583

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		298,381	△ 4,411	293,970
	1 議 会 費	298,381	△ 4,411	293,970
3 民 生 費		17,406,738	205,338	17,612,076
	1 社 会 福 祉 費	8,886,896	21,338	8,908,234
	3 生 活 保 護 費	2,530,029	184,000	2,714,029
6 農 林 業 費		381,346	15,000	396,346
	1 農 業 費	204,683	15,000	219,683
10 教 育 費		3,208,837	155,768	3,364,605
	2 小 学 校 費	795,301	103,183	898,484
	3 中 学 校 費	427,668	52,585	480,253
11 災 害 復 旧 費		19,000	5,500	24,500
	1 農 林 施 設 災 害 復 旧 費	3,000	5,500	8,500
歳 出 合 計		48,685,959	377,195	49,063,154

第2表 繰越明許費補正

繰越明許費の追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農 林 業 費	1 農 業 費	水路法面整備事業	15,000
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	道路法面整備事業	4,000
10 教 育 費	2 小 学 校 費	小学校大規模改造事業 (トイレ整備)	89,567
10 教 育 費	3 中 学 校 費	中学校大規模改造事業 (トイレ整備)	46,325
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 施 設 災 害 復 旧 費	農地・農業用施設災害復旧事業	7,500

第3表 債務負担行為補正

債務負担行為の追加

事 項	期 間	限 度 額
三日市市民ホール管理運営業務委託料	令和2年度～令和7年度	25,220 千円
障がい者福祉センター管理運営業務委託料	令和2年度～令和3年度	63,378 千円
福祉センター管理運営業務委託料	令和2年度～令和3年度	62,547 千円
林業総合センター管理運営業務委託料	令和2年度～令和3年度	11,107 千円
都市公園等管理運営業務委託料	令和2年度～令和3年度	232,247 千円
市民交流センター管理運営業務委託料	令和2年度～令和3年度	83,818 千円
文化会館管理運営業務委託料	令和2年度～令和3年度	202,699 千円
学校給食あり方検討委員会運営支援等業務委託料	令和2年度～令和3年度	8,800 千円

第4表 地方債補正

地方債の追加

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法				
				区分	償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	償還の方法	その他
小学校整備事業	61,900	普通借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、 見直しに ついでに 見直しを 行った後 は、直 後率)	政府 地方公共 団金融機 構 銀行 その他	30	5	元利均等 又は 元金均等 年賦 又は 半年賦 償還	都府県の 都合により 償還期間を 短縮し、上 は繰上り償 還すること は、低換え がらざる こととする
中学校整備事業	32,000							

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	12,019,093	0	12,019,093
2 地 方 譲 与 税	250,000	0	250,000
3 利 子 割 交 付 金	21,500	0	21,500
4 配 当 割 交 付 金	95,300	0	95,300
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	77,000	0	77,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	46,000	0	46,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,890,000	0	1,890,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	18,100	0	18,100
9 環 境 性 能 割 交 付 金	49,700	0	49,700
10 地 方 特 例 交 付 金	87,100	0	87,100
11 地 方 交 付 税	6,146,770	43,485	6,190,255
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,300	0	15,300
13 分 担 金 及 び 負 担 金	230,145	3,150	233,295
14 使 用 料 及 び 手 数 料	639,390	0	639,390
15 国 庫 支 出 金	18,968,870	180,839	19,149,709
16 府 支 出 金	3,113,324	2,750	3,116,074
17 財 産 収 入	237,381	0	237,381
18 寄 附 金	510,000	0	510,000
19 繰 入 金	1,287,741	0	1,287,741
20 繰 越 金	13,037	0	13,037
21 諸 収 入	575,808	0	575,808
22 市 債	2,394,400	125,400	2,519,800
歳 入 合 計	48,685,959	355,624	49,041,583

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	298,381	△ 4,411	293,970
2 総務費	14,998,532	0	14,998,532
3 民生費	17,406,738	205,338	17,612,076
4 衛生費	3,861,145	0	3,861,145
5 労働費	16,927	0	16,927
6 農林業費	381,346	15,000	396,346
7 商工費	1,496,441	0	1,496,441
8 土木費	2,615,043	0	2,615,043
9 消防費	1,273,101	0	1,273,101
10 教育費	3,208,837	155,768	3,364,605
11 災害復旧費	19,000	5,500	24,500
12 公債費	3,060,468	0	3,060,468
13 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	48,685,959	377,195	49,063,154

(単位：千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定 国府支出金	財源 地方債	その他	
			△ 4,411
139,584			65,754
	13,500	1,500	
41,255	93,900		20,613
2,750	1,100	1,650	
183,589	108,500	3,150	81,956

2 歳 入

(款) 11 地方交付税 (項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税	6,146,770	43,485	6,190,255
項計	6,146,770	43,485	6,190,255

(款) 13 分担金及び負担金 (項) 1 負担金

目	補正前の額	補正額	計
3 農林業費負担金	1,500	1,500	3,000
5 災害復旧費負担金	300	1,650	1,950
項計	230,145	3,150	233,295

(款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 民生費国庫負担金	5,682,996	138,000	5,820,996
項計	5,694,120	138,000	5,832,120

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費国庫補助金	779,197	1,584	780,781
8 教育費国庫補助金	308,298	41,255	349,553
項計	13,248,380	42,839	13,291,219

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1	地方交付税	43,485	普通交付税 43,485

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1	農業費負担金	1,500	土地改良事業地元負担金 1,500
1	農林施設災害復旧費負担金	1,650	災害復旧事業地元負担金 1,650

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
3	生活保護費負担金	138,000	生活保護費負担金 (3/4) 138,000

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1	社会福祉費補助金	1,584	地域生活支援事業費補助金 (1/2) 1,584
1	学校費補助金	41,255	学校施設環境改善交付金 (1/3) 31,317 学校保健特別対策事業費補助金 (1/2) 9,938

(款) 16 府支出金 (項) 2 府補助金

目	補正前の額	補正額	計
9 災害復旧費補助金	0	2,750	2,750
項計	679,730	2,750	682,480

(款) 22 市債 (項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
3 農林業債	53,900	13,500	67,400
4 土木債	377,900	14,600	392,500
6 教育債	2,000	93,900	95,900
7 災害復旧債	17,900	3,400	21,300
項計	2,394,400	125,400	2,519,800

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 農林施設災害復旧費補助金	2,750	農地災害復旧事業補助金(5/10)	2,750

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 農業債	13,500	農業用施設整備事業債	13,500
1 道路橋梁債	14,600	急傾斜地崩壊対策事業債	14,600
2 小学校債	61,900	小学校大規模改造事業債	61,900
3 中学校債	32,000	中学校大規模改造事業債	32,000
1 農林施設災害復旧債	3,400	農林施設災害復旧債	3,400

3 歳 出

(款) 1 議会費 (項) 1 議会費 (目) 1 議会費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
298,381	△ 4,411	293,970	1 報酬 3 職員手当等	△ 1,647 △ 2,764
目 計				
項 計 298,381	△ 4,411	293,970		

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 1 社会福祉推進費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
1,472,134	△ 354	1,471,780	27 繰出金	△ 354
目 計				

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 2 障がい者福祉推進費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
3,039,432	3,168	3,042,600	12 委託料	3,168
目 計				

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 3 老人福祉推進費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
2,006,250	△ 93	2,006,157	27 繰出金	△ 93
目 計				

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 4 介護福祉費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
1,723,075	18,617	1,741,692	27 繰出金	18,617
目 計				
項 計 8,886,896	21,338	8,908,234		

(単位：千円)

事業別区分		別 説		明	
事業別区分		支出内訳		財源内訳	
2 市議会議員人件費 (議会総務課)	△ 4,411	1 報酬	△ 1,647	一般財源	△ 4,411
		議員報酬	△ 1,647		
		3 職員手当等	△ 2,764		
				一般財源	△ 4,411
				一般財源	△ 4,411

(単位：千円)

事業別区分		別 説		明	
事業別区分		支出内訳		財源内訳	
13 国民健康保険事業勘定特別会計繰出金 (財政課)	△ 354	27 繰出金	△ 354	一般財源	△ 354
		国民健康保険事業勘定特別会計繰出金	△ 354		
				一般財源	△ 354

(単位：千円)

事業別区分		別 説		明	
事業別区分		支出内訳		財源内訳	
7 障がい福祉課管理事業 (障がい福祉課)	3,168	12 委託料	3,168	国府支出金	1,584
		電算処理業務委託料	3,168	一般財源	1,584
				国府支出金	1,584
				一般財源	1,584

(単位：千円)

事業別区分		別 説		明	
事業別区分		支出内訳		財源内訳	
13 後期高齢者医療特別会計繰出金 (財政課)	△ 93	27 繰出金	△ 93	一般財源	△ 93
		後期高齢者医療特別会計繰出金	△ 93		
				一般財源	△ 93

(単位：千円)

事業別区分		別 説		明	
事業別区分		支出内訳		財源内訳	
2 介護保険特別会計繰出金 (財政課)	18,617	27 繰出金	18,617	一般財源	18,617
		介護保険特別会計繰出金	18,617		
				一般財源	18,617
				国府支出金	1,584
				一般財源	19,754

(款) 3 民生費 (項) 3 生活保護費 (目) 1 生活保護費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
2,530,029	184,000	2,714,029	19扶助費	184,000
目計				
項計 2,530,029	184,000	2,714,029		

(款) 6 農林業費 (項) 1 農業費 (目) 4 農地費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
80,693	15,000	95,693	14工事請負費	15,000
目計				
項計 204,683	15,000	219,683		

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費 (目) 1 小学校運営費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
647,464	13,616	661,080	10需用費 17備品購入費	410 13,206
目計				

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費 (目) 3 小学校建設費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
12,182	89,567	101,749	12委託料 14工事請負費	2,567 87,000
目計				

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
2 生活保護事業 (生活福祉課)	184,000	19 扶助費	184,000	国府支出金	138,000
		生活保護費	184,000	一般財源	46,000
				国府支出金	138,000
				一般財源	46,000
				国府支出金	138,000
				一般財源	46,000

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
2 一般土地改良事業 (農林課)	15,000	14 工事請負費	15,000	地方債	13,500
		水路改修工事	15,000	特定財源(その他)	1,500
				地方債	13,500
				特定財源(その他)	1,500
				地方債	13,500
				特定財源(その他)	1,500

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
4 学校運営事業 (教育総務課)	6,016	10 需用費	410	国府支出金	3,008
		消耗品費	410	一般財源	3,008
		17 備品購入費	5,606		
		業務用備品	5,606		
8 教育情報化推進事業 (教育総務課)	7,600	17 備品購入費	7,600	国府支出金	3,800
		業務用備品	7,600	一般財源	3,800
				国府支出金	6,808
				一般財源	6,808

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
1 学校施設・設備整備事業 (教育総務課)	89,567	12 委託料	2,567	国府支出金	20,640
		測量設計等委託料	2,567	地方債	61,900
		14 工事請負費	87,000	一般財源	7,027
		小学校施設設備改善工事	87,000		
				国府支出金	20,640
				地方債	61,900

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費 (目) 3 小学校建設費

補正前の額	補正額	計	節別説明	
			節区分	金額
項計 795,301	103,183	898,484		

(款) 10 教育費 (項) 3 中学校費 (目) 1 中学校運営費

補正前の額	補正額	計	節別説明	
			節区分	金額
381,388	6,260	387,648	10 需用費 17 備品購入費	279 5,981
目計				

(款) 10 教育費 (項) 3 中学校費 (目) 3 中学校建設費

補正前の額	補正額	計	節別説明	
			節区分	金額
6,600	46,325	52,925	12 委託料 14 工事請負費	1,325 45,000
目計				
項計 427,668	52,585	480,253		

(款) 11 災害復旧費 (項) 1 農林施設災害復旧費 (目) 1 農業用施設災害復旧費

補正前の額	補正額	計	節別説明	
			節区分	金額
2,000	5,500	7,500	14 工事請負費	5,500
目計				

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
				一般財源	7,027
				国府支出金	27,448
				地方債	61,900
				一般財源	13,835

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
4 学校運営事業 (教育総務課)	3,860	10 需用費	279	国府支出金	1,930
		消耗品費	279	一般財源	1,930
		17 備品購入費	3,581		
		業務用備品	3,581		
8 教育情報化推進事業 (教育総務課)	2,400	17 備品購入費	2,400	国府支出金	1,200
		業務用備品	2,400	一般財源	1,200
				国府支出金	3,130
				一般財源	3,130

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
1 学校施設・設備整備事業 (教育総務課)	46,325	12 委託料	1,325	国府支出金	10,677
		測量設計等委託料	1,325	地方債	32,000
		14 工事請負費	45,000	一般財源	3,648
		中学校施設設備改善工事	45,000		
				国府支出金	10,677
				地方債	32,000
				一般財源	3,648
				国府支出金	13,807
				地方債	32,000
				一般財源	6,778

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
1 農地・農業用施設災害復旧事業 (農林課)	5,500	14 工事請負費	5,500	国府支出金	2,750
		災害復旧工事	5,500	地方債	1,100
				特定財源(その他)	1,650
				国府支出金	2,750
				地方債	1,100